2022年 源泉所得税

中間納付指導会

源泉徴収した所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に 納めなければなりません。

しかし、給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。

この「納期の特例」を税務署に申請した個人事業者を対象に、7月の中間納付にあたり指導会を開催いたします。

●B 時 2022年6月28日(火)、7月4日(月)

両日とも 13:00~16:00

新型コロナウイルス感染症予防のため、相談受付を完全予約制とします。 ※ご来所の方は必ずマスク着用にご協力ください。 完全予約制

各日 ①13:00~13:30 ②13:30~14:00 ③14:00~14:30

 $(4)14:30\sim15:00$ $(5)15:00\sim15:30$ $(6)15:30\sim16:00$

※開始時間10分前までにご来所ください。

- *同上の日付の上記①~⑥の希望の時間帯を選択し、小牧商工会議所まで6月24日(金)までにお電話ください。 中間納付指導会事前予約連絡先:小牧商工会議所 中小企業相談所 TEL:0568-72-1111
- *申込先着順のため、申込状況により希望時間帯にご対応できない場合があります。
- * 当日は、事前予約の方を優先して対応いたしますので、事前予約が無い方は、しばらくお待ちいただく場合がございます。
- ●会 場 小牧商工会議所会館 4階
- ●指導料 無料
- ●対 象 「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署に申請済みの個人事業者
- ●持ち物 ・源泉徴収簿(6月までの毎月の給与・賞与を記入してお持ちください)、 税務署より届いた納付書等一式、前年の源泉徴収簿等
- ●その他・事前の予約申込にご協力ください。
 - ・今年の納付期限は、7月11日(月)です。
 - ・税理士関与の事業所は、出席する必要はございません。
 - ・税務署への申告は、税額の有無に関わらず必要です。

マイナンバーについて

- ・指導会では、「給与所得者の扶養控除(異動) 申告書」のマイナンバーの聴き取り、記載を しません。
- ・指導会には「マイナンバーを記載した書類」と、「それ以外の書類」は分けてファイルして お持ちいただき、主催者が誤ってマイナンバーを見てしまうことがないようにしてください。
- ・指導会で主催者が、マイナンバーが記載された書類を確認する必要がある場合は、附箋等でマイナンバー部分を隠してください。
- ●共 催 小牧商工会議所中小企業相談所、小牧税務署管内青色申告会小牧協議会 お問い合わせ 小牧商工会議所 中小企業相談所 小牧市小牧五丁目253番地 TEL:72-1111